

NEWSWAVE

～ 新しい時代を切り拓く実践経営情報紙 ～

発行

(株)本宮会計センター

〒969-1169

福島県本宮市本宮字小原田 2 0 0 - 2

TEL 0243-33-5535 FAX 0243-33-4467

家計管理が別々な夫婦は仲が悪い!? 夫婦円満度は「夫婦共同」型に好感

お金を巡るオリックス生命保険の「夫婦関係と家計に関する実態調査」では、「家計管理が別々な夫婦は仲が悪い!？」などとの結果が出ており、現代の共働き夫婦の実態を反映させて興味深い、考えさせられる。

オリックス生保の調査結果は、共同で家計管理を行う夫婦に比べ、夫婦別々の方が円満度は低い傾向と分かったことだ。5人に1人が円満度10点満点中1点!という低さだ。ふだんの夫婦関係の仲良さ度は5割が「8点以上」と答えている。しかし家計管理タイプ別の円満度となると、a「妻が管理」型は平均7.2点、b「夫が管理」型は7.0点、c「夫婦共同」型は7.7点。平均点が最も低かったのはd「夫婦別々」型で5.9点だった。

普通の見方では、a、b、cとも常識の範囲で、cが高いのは夫婦の会話が双方向ということと、問題が起こればシェア(分担)しあう解決型夫婦だからだろう。調査元は共働き家庭が増え、家計管理を別々に行う夫婦が多いことが影響しているかも、というが、要は家計管理を上手にやるかどうかだが、現実にはきびしいようだ。

家事を分担しなくなった、相手の収入がガラス張りでない、浪費性向が目立つなど、やがて経費(家賃や食費)などをシェアし合うだけの「友だち夫婦」となって相手に関心がなくなり、疑心暗鬼で会話が減り、口げんかが起こり、齟齬(すれ違い)を生むのではないかとみられる。

交際費等の50%損金算入は4月以後 飲食費の5000円基準はそのまま継続

2014年度税制改正の中で交際費等の損金算入の取扱いが注目されている。改正法案によると、2014年4月1日以後開始事業年度から、交際費等の額のうち、接待飲食のために支出する費用の額の50%相当額まで損金算入できる規定が新設される。

現行法では、まず、法人が、1982年4月1日から2014年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額は全額損金不算入とした上で、資本金1億円以下の中小法人は、年間800万円までの交際費等の額を損金算入できる特例措置を設け、次に、法人の規模を問わず政令で定める1人当たり5000円以下の飲食費を交際費等から除外することで損金算入できる規定を設けている。

2014年度税制改正では、まず、法人が2014年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する各事業年度において支出する交際費等の額のうち、接待飲食費の額の50%相当額を超える部分の金額は損金不算入とする規定を新設した上で、中小法人については、中小法人の特例と新設の50%基準との選択ができる構成にしている。また、飲食費の5000円基準は今回の改正で見直しはないため継続する。

このため、5000円基準適用の場合は、1人当たり5000円以下の飲食費を除き、その残りの飲食費の50%相当額が、飲食費に係る損金不算額に、また、5000円基準を適用しない場合は、1人当たり5000円以下の飲食費を含めた飲食費全額の50%相当額が飲食費に係る損金不算額になることになる。



弊社では「MCS NEWS WAVEのメール配信」を促進しております!!
メールアドレスをご記入のうえ、0243-33-4467までご返信ください

メールアドレス

@

FAXの印字状況により、文字が読み取りにくい時は確認の為、当社よりご連絡をする場合がございます。

ご不要の場合または、該当者がお出でにならない場合は、FAXを返信頂ければ次週より配信を停止致します。